

2022 (令和4年)

11.15

広報

さがみはら

別冊

価格高騰支援給付金特集号

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に生活に困窮されている市民税非課税世帯や市民税均等割のみ課税世帯等に対し、給付金を支給します。

国の
給付金

電力・ガス・食料品等

価格高騰緊急支援給付金を 支給します

市独自の
給付金

相模原市市民税均等割課税世帯に対する特別給付金(電力等価格高騰支援)も実施しています。
詳しくは4ページをご確認ください

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(非課税世帯等が対象)

支給対象

基準日(令和4年9月30日)時点で市区町村に住居登録があり、以下のいずれかに該当する世帯

- ①世帯の全員が、令和4年度の市民税均等割が課税されていない世帯
- ②予期せず令和4年1月から12月の間で家計が急変し、世帯の全員が市民税均等割非課税の水準まで収入が減少した世帯

※相模原市在住であって、DV等で避難されている人やホームレスで住民登録が無い人等も給付金の対象となる可能性があるため、市価格高騰緊急支援給付金ナビダイヤルまでお問い合わせください。

支給額

1世帯あたり5万円

※給付金の支給は1回限りです。他市区町村や本市で本給付金を受給済みの場合は、支給を受けられません。

※原則として、世帯主の口座への振り込みとなります。

疑問点などお気軽にお問い合わせください

相模原市 価格高騰緊急支援
給付金ナビダイヤル

☎0570-022-070

(※無料通話ではありません)

受付時間 8:30~17:30

令和4年12月28日まで土・日曜日、祝日を含む
令和4年12月29日から令和5年1月3日まで休業
令和5年1月4日以降は土・日曜日、祝日等を除く

IP電話をご利用の人 ☎042-752-7566

(土・日曜日、祝日等を除く)

障害等により電話が困難な人

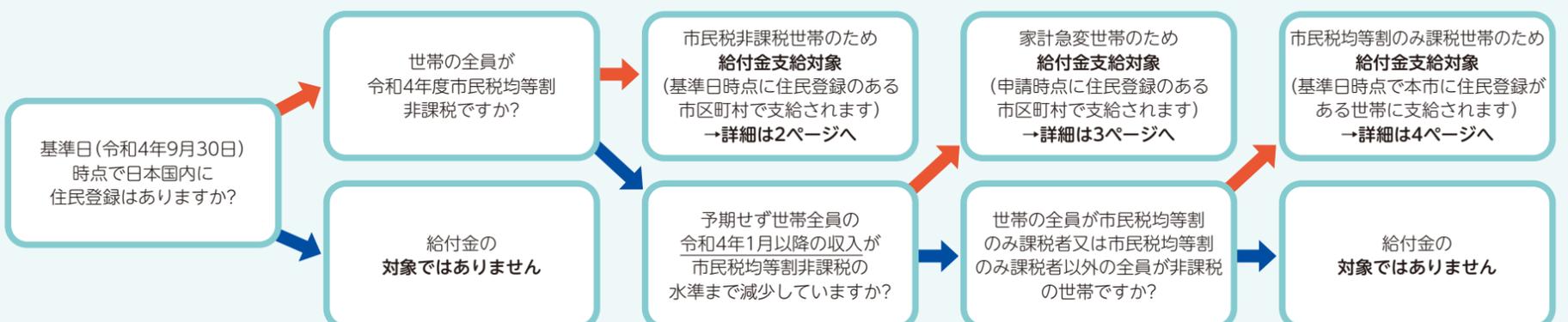
FAX 042-752-7568

詳しくは
こちら▶



自分の世帯は対象なの？

はい → いいえ →



※課税者からの扶養の状況により給付金の対象外となる場合があります。

市民税非課税世帯とは

基準日(令和4年9月30日)において、本市に住居登録があり、世帯の全員が、令和4年度の市民税均等割が課税されていない世帯
※市の条例に定める市民税均等割の課税を免除された人(生活保護を利用されている人等)を含みます。
※市民税均等割が課税されている人の扶養親族や同一生計配偶者、専従者のみで構成される世帯は対象外です。

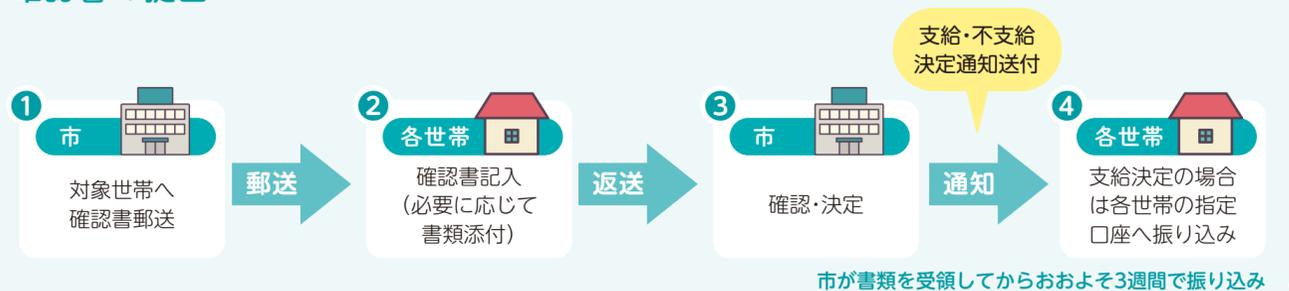
手続き方法

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受付窓口は開設しません。郵送での手続きとなります。

本市で対象と確認できた世帯には11月中旬に確認書が郵送されます。市から届いた確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒により返送(郵送)してください。

※生活保護利用世帯のうち、本市で支給対象と確認された世帯には順次、別途通知を郵送しています。受給するのに手続きは不要です。

確認書の提出



市が書類を受領してからおおよそ3週間で振り込み

! 以下に該当する方は確認書が郵送されないため、申請書(非課税世帯用)の提出が必要です。

- 令和4年1月2日以降に本市へ転入した人を含む世帯
- 修正申告等により、課税状況に変更が生じた世帯

申請書の提出



市が書類を受領してからおおよそ4週間で振り込み

申請書の入手方法

- 市ホームページからダウンロード
- 各相談窓口での受け取り(各区生活支援課窓口、社会福祉協議会貸付相談窓口等)
- 市価格高騰緊急支援給付金ナビダイヤル(☎0570-022-070)へ郵送依頼



相模原市 公式ホームページ

提出書類

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書(請求書)(市民税非課税世帯用)
- 本人確認書類の写し(コピー)
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)
- 振込希望口座を確認できる書類の写し(コピー)
※通帳やキャッシュカード等の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる書類の写し(コピー)
- 令和4年1月2日以降に相模原市に転入した人について、令和4年1月1日時点で住民登録のあった市区町村の発行する「令和4年度住民税(市民税)非課税証明書」の写し(コピー)
※令和4年1月2日以降に本市に転入した人全員分をご用意ください。

提出・申請期限 令和5年1月31日(火)(消印有効)

※提出・申請期限までに確認書・申請書の提出がなければ支給されません。

! 給付金詐欺にご注意ください!
詐欺等に関する相談のお問い合わせ
警察相談専用電話 #9110

家計急変世帯とは

申請時点で相模原市に住居登録があり、予期せず令和4年1月から12月の間で家計が急変し、世帯の全員が市民税均等割非課税の水準まで収入が減少した世帯

- ※市民税均等割が課税されている人の扶養親族や同一生計配偶者、専従者のみで構成される世帯は対象外です。
- ※「予期せず」には、新型コロナウイルス感染症の影響や離婚による世帯の収入の減少等があります。
- ※出生した子どもを扶養した人についても、下記「判定方法(家計急変世帯の場合)」の扶養に加算して判定いただけます。
- ※定年退職や年金の支給されない月等はあらかじめ収入の減少が明らかなため、予期せず家計が急変した場合には該当しません。

手続き方法

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受付窓口は開設しません。郵送での手続きとなります。

本市から確認書が送付されないため、申請書(家計急変世帯用)の提出が必要です。

申請書の提出



市が書類を受領してからおおよそ4週間で振り込み

申請書の入手方法

- 市ホームページからダウンロード
- 各相談窓口での受け取り(各区生活支援課窓口、社会福祉協議会貸付相談窓口等)
- 市価格高騰緊急支援給付金ナビダイヤル(☎0570-022-070)へ郵送依頼



相模原市 公式ホームページ

提出書類

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書(請求書)(家計急変世帯用)
- 本人確認書類の写し(コピー)
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)
- 振込希望口座を確認できる書類の写し(コピー)
※通帳やキャッシュカード等の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる書類の写し(コピー)
- 申請・請求者の世帯の状況がわかる書類の写し(コピー)
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)
- 令和4年1月1日以降、複数回、転居している人は「戸籍附票」の写し(コピー)
- 「令和4年中の収入見込み額」か、令和4年1月から12月までの「任意の1カ月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)
※給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類など

次の①、②全てに該当する世帯は、上記●の書類の提出は不要です。

- ①令和4年1月以降の収入の減少により、1世帯当たり10万円の市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の支給を本市で受けた。
- ②上記①の給付金の申請時と現在の世帯の状況に変更が無い。

判定方法(家計急変世帯の場合)

収入の種類は給与収入、事業収入、不動産収入又は年金収入の4種類のみで判断します。

予期せず家計が急変した任意の1カ月(令和4年1月から12月)の収入を12倍にした年間収入見込み額が非課税相当となる場合は対象となります。

- ※遺族年金等の非課税の年金収入を除きます。
- ※世帯の全員のそれぞれの収入で算定します。



①または②のいずれかが、限度額(別表1)を下回る場合は支給対象となります。

別表1:非課税相当収入(所得)限度額の目安

	非課税相当 給与収入限度額	非課税相当 所得限度額
単身または扶養親族なしの場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族を(計1人)扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族を(計2人)扶養している場合	205.9万円	136.0万円
配偶者・扶養親族を(計3人)扶養している場合	255.9万円	171.0万円
配偶者・扶養親族を(計4人)扶養している場合	305.9万円	206.0万円
配偶者・扶養親族を(計5人)扶養している場合	355.9万円	241.0万円
障害者・未成年者、寡婦またはひとり親の場合 ※これを超える場合、上記の被扶養者の人数に応じた金額を適用	204.3万円	135.0万円

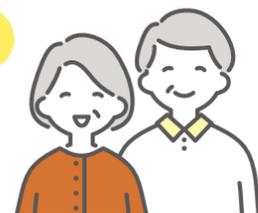
申請期限 令和5年1月31日(火)(消印有効)

※申請期限までに申請書の提出がなければ支給されません。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の対象とならない市民税均等割のみ課税世帯が対象

「市独自の給付金」を支給



相模原市市民税均等割課税世帯に対する特別給付金(電力等価格高騰支援)

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増の影響を踏まえ、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の対象外となる市民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯当たり5万円を支給します。

支給対象 基準日 令和4年9月30日

基準日時点で相模原市に住民登録がある次のいずれかに該当する世帯

- ◆令和4年度の市民税が「均等割」のみ課税されている人で構成されている世帯
- ◆令和4年度の市民税が「均等割」のみ課税されている人を除いた世帯の全員が令和4年度の市民税「非課税」の人である世帯
 - ※令和4年6月1日を基準日とする市均等割課税世帯給付金(10万円)を受給している世帯であっても支給対象に該当すれば、受給できます。
 - ※税額控除により令和4年度の市民税「所得割」が全額控除され、「均等割」のみ課税されている人は、該当しません。

ただし、「支給対象」に該当していても、次のいずれかに該当する世帯は、この給付金の対象外となります。

- ◆市民税所得割が課税されている人の扶養親族、同一生計配偶者や専従者のみで構成されている世帯
- ◆「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(以下、「国の給付金」)の給付を受けた世帯主を含む世帯
 - ※市独自の給付金の支給対象であった世帯が、修正申告等により国の給付金(ページ1~3)の支給対象となった場合は、国の給付金を申請いただくこととなります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

支給額 1世帯あたり5万円

- ◆受給は1世帯1回限りです。
- ◆原則として、世帯主の口座への振込となります。

提出・申請期限

令和5年1月31日(火)(消印有効)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受付窓口は開設しません。郵送での手続きとなります。

手続き方法

11月下旬以降、本市で対象と確認できた世帯には確認書又は申請書を郵送しますので、市に返送(郵送)してください。

- ①確認書が届く世帯
 - 令和4年6月1日を基準日とする市均等割課税世帯給付金(10万円)を受給した世帯
- ②申請書が届く世帯
 - 令和4年6月1日を基準日とする市均等割課税世帯給付金(10万円)の支給対象であり、未申請の世帯
 - 令和4年6月1日を基準日とする市均等割課税世帯給付金(10万円)の支給対象外であり、令和4年9月30日を基準日とする市独自の給付金の支給対象世帯

！ 確認書及び申請書が送付されない世帯

令和4年1月2日以降に転入した人を含む世帯等、本市で課税状況が把握できない世帯には確認書及び申請書が郵送されないため、ご自身で申請書入手し、提出いただく必要があります。

申請書類の入手方法

- 市ホームページからダウンロード
- 各種相談窓口での受け取り(社会福祉協議会貸付相談窓口等)
- 相模原市均等割課税世帯給付金ナビダイヤルへ郵送依頼



相模原市
公式ホームページ

提出書類

- ※確認書が届く世帯は以下の書類は不要です。
- 市民税均等割課税世帯に対する特別給付金(電力等価格高騰支援)申請書(請求書)
 - 本人確認書類(運転免許証など)の写し(コピー)
 - 振込希望口座を確認できる書類(通帳など)の写し(コピー)
 - 令和4年1月2日以降に相模原市に転入した人について、令和4年1月1日時点で住民登録のあった市区町村の発行する「令和4年度住民税(市民税)課税証明書」の写し(コピー)

相模原市均等割課税世帯給付金ナビダイヤル
(電力等価格高騰支援)

☎0570-022-026 ※無料通話ではありません。

令和4年12月28日まで土・日曜日、祝日を含む
令和4年12月29日から令和5年1月3日まで休業
令和5年1月4日以降は土・日曜日、祝日等を除く

受付時間 8:30~17:30

IP電話をご利用の人 ☎042-752-7566
土・日曜日、祝日等を除く

障害等により電話が困難な人 FAX 042-752-7568



新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行にご注意を！

日頃から、基本的な
感染対策の徹底を

避けよう！
密集 密接 密閉 うつらない！ うつさない！



感染症に関する心配や不安なことがありましたら

市新型コロナウイルス感染症相談センターへ ☎042-769-9237 24時間

ワクチン接種にご協力を
～九都県市共同メッセージ～

ご自身を守るため、大切なご家族・ご友人を守るため、早めのワクチン接種をお願いします



詳しくはこちら